公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市選挙管理委員会委員長及び久留米市 農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり 公表します。

平成30年5月30日

久留米市監査委員中島年隆久留米市監査委員樋口明男久留米市監査委員市川廣一久留米市監査委員大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成29年度

部局名: 選挙管理委員会事務局

			指摘事項等	措置状況等
指摘事項	財務監査	現金取	出納員に任命されている者に対し、その	ご指摘の点につきまして、直ちに出納員証を交付
		扱事務	身分を証明する証票(出納員証)が交付	いたしました。また、当該規則について、事務局
			されていないものがある。	内で周知徹底を行いました。
			されていないものがある。 	内で周知徹底を行いました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成29年度

部局名: 農業委員会事務局

			指摘事項等	措置状況等
指摘事項	財務監査	臨時職	早退による欠勤時間数の算定を誤り、	ご指摘後、直ちに返戻処理を行いました。
		員等賃	賃金を過大に支給しているものがあ	今後は確認を徹底することとし、再発防止に努
		金支給	る。	めてまいります。
		事務		